

大田市生活排水処理施設の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第 9 号

大田市生活排水処理施設の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大田市生活排水処理施設の設置等に関する条例施行規則（平成 1 9 年大田市規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条を次のように改める。

第 1 4 条 削除

様式第 8 号を次のように改める。

(表)

生活排水処理施設分担金決定通知書

大田市生活排水処理施設の設置等に関する条例第12条第2項の規定により通知します。

様

年 月 日

大田市長

印

設 置 場 所			
人 槽	人 槽	番 号	
建 築 物 用 途		使 用 人 員	人

賦課決定額 (A)	減 免 額 (B)	徴収猶予額 (C)	分担金決定額 (A - (B + C)) (D)
円	円	円	円

全 期 一 括 納 付 の 場 合	
取扱期限(年度) 第1期分 2月16日～同月末日	円

期 別 納 付 の 場 合				
初年度 第1期分 2月16日～同月末日	円			
2年目以降 (年 度)	年度	年度	年度	年度
各年度納付額	円	円	円	円
第1期分 6月16日～同月30日	円	円	円	円
第2期分 9月16日～同月30日	円	円	円	円
第3期分 12月16日～同月28日	円	円	円	円
第4期分 2月16日～同月末日	円	円	円	円

(裏)

生活排水処理施設整備事業分担金について

- 1 この分担金は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 224 条及び大田市生活排水処理施設の設置等に関する条例により生活排水処理施設の設置の決定を受けた住宅等所有者に賦課されます。
- 2 この通知は、生活排水処理施設の設置に伴い、あなたが納付する分担金額をお知らせするものです。
- 3 分担金は、5 年に分割して納付していただきます。ただし、申し出により全額を一括して納付することもできます。
- 4 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 5 この決定について不服がある場合には、前記の審査請求に対する裁決を経た後に、裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して 6 月以内に、大田市を被告として(訴訟において大田市を代表する者は大田市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に係る裁決を経ないで決定の取り消しの訴えを提起することができます。
 - ①審査請求があつてから 3 箇月を経過しても裁決がないとき。
 - ②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。